

■議案第124号 四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定 について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

公営住宅等の整備基準について、改正前の公営住宅法第5条第1項及び第2項では、国土交通省令で定めるとし、その基準として公営住宅等整備基準が定められていましたが、第1次一括法第32条による公営住宅法の改正により公営住宅等の整備基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体の条例で定めることとされました。

このことに伴い、公営住宅等の整備基準を定める条例を制定するものです。